

令和6年度阿蘇くまもと空港グループ旅行助成事業実施要項

(趣旨)

第1条 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会会長（以下「会長」という。）は、阿蘇くまもと空港の国際線の振興を図るため、同空港発着の熊本～ソウル線（仁川空港）を利用して海外へ旅行するグループ（以下「助成事業者」という。）に対し、予算の範囲内において助成を行うものとし、その実施についてはこの要項に定めるところによる。

(助成の対象等)

第2条 助成事業者は、構成人数が2人以上のグループ（取扱旅行会社を除く）とする。
ただし、次のいずれの条件も満たすものとする。

(1) 熊本～ソウル線を往復利用すること。

ただし、予定便の欠航や気象条件等に伴い、他空港を利用した場合を除く。

(2) 助成事業者の構成員（以下「構成員」という。）が熊本県内又は宮崎県内の一部地域（五ヶ瀬町、椎葉村、高千穂町）に居住すること。

(3) 構成員が同一の航空便を往復利用すること。

(4) 構成員に添乗員を含まないこと。

(5) 構成員の過半数が、既に当該事業の助成金交付金を受けていないこと。

2 助成金は、渡航及び宿泊に要する経費に充てなければならない。

3 助成金の額は、1人につき5,000円とする。

ただし、1助成事業者当たり30万円を限度とする。

4 当該助成は、1グループにつき1回限りとする。

5 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会が実施する、他の助成事業（教育・スポーツ文化・交流助成事業を除く。）との重複適用はできないものとする。

6 助成金は、令和6年4月1日～令和6年7月31日までの旅行分を対象とする。

(助成金の申請)

第3条 助成を申請する助成事業者は、渡航日から数えて7日前までに、助成申請書（別記第1号様式）等を会長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第4条 会長は、助成の申請があったときは、その内容を審査の上、助成の対象として適当と認めるときは、速やかに交付決定をするものとする。

2 会長は、助成の決定をする場合において、必要があると認めるときは条件を付すことができる。

3 会長は、第1項の決定をしたときは、速やかに助成決定通知書（別記第2号様式）を助成事業者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第5条 助成事業者は、助成事業の実施に当たって、事業内容の変更、中止、取下げ等の事由が生じたときは、助成金額が減額となる場合を除いて、遅滞なく会長に文書（別記第3号様式）で報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があった場合は、必要に応じて助成金額の変更、取消しの決定を行うものとする。

- 3 会長は、第2項の決定をしたときは、速やかに助成変更決定通知書（別記第4号様式）を助成事業者に通知するものとする。
- 4 前条の規定は、前項の場合に準用する。

（実績報告・助成金の請求）

第6条 助成の決定を受けた助成事業者は、事業が終了したときは、終了した日から起算して21日以内に、実績報告書兼助成金請求書（別記第5号様式）を会長に提出しなければならない。

（助成金の確定・交付）

第7条 会長は、前条の実績報告・助成金の請求を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めるときは助成金を交付するものとする。この場合、請求者名義の口座への助成金の振込をもって、額の確定通知に代えるものとする。なお、不相当と認める場合には、その旨を請求者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第8条 会長は、助成金の交付を受けた助成事業者が次のいずれかに該当する場合には、助成の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

- （1）偽りその他不正な手続きにより助成金の交付の決定を受けたことが判明したとき。
- （2）助成金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年度阿蘇くまもと空港グループ旅行助成事業助成申請書

令和 年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島 郁夫 様

申請者	住所	〒 -		
	団体名 代表者名		電話番号	

次の4点を誓約(同意)の上、□にレ点をつけてください。

- 助成金の交付決定を受けるに当たって、偽りその他不正な手続きを行っていません。
- 助成金を他の用途に転用し、又は助成決定の内容及び条件、指示等に違反しません。
- 事業実施要項第2条第1項第1号から第5号に定める条件をいずれも満たしています。
- 上記の誓約(同意)事項に違反した場合、又はその他条件、指示等に違反した場合は、県の決定に従い助成金を返還します。

令和6年度阿蘇くまもと空港グループ旅行助成事業として助成を受けたいので、同事業実施要項第3条の規定により、次のとおり申請します。

実施予定期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
行先				
利用者数	人 (※添乗員は含めない)			
利用予定の航空便	令和 年 月 日 ()	阿蘇くまもと空港発		便
	令和 年 月 日 ()	阿蘇くまもと空港着		便

取扱旅行社	電話番号	
	担当者名	

【添付書類】

<旅行社にて航空チケットを取得の場合>

- 取扱旅行社から発行された旅行行程表、渡航者一覧表(渡航者全員分の住所が記載されたもの)

※旅行行程表、渡航者一覧表に住所が記載されていない場合は、渡航者全員分の住所等が分かる資料(運転免許証の写し等)を添付

<個人でウェブにて航空チケットを取得の場合>

- 渡航者全員分の住所等が分かる資料(運転免許証の写し等)

別記第2号様式(第4条関係)

令和6年度阿蘇くまもと空港グループ旅行助成事業助成決定通知書

阿くま空振第 号
令和 年 月 日

(団体名)

(代表者) 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島 郁夫

令和 年 月 日付けで申請のあった令和6年度阿蘇くまもと空港グループ旅行助成事業の助成金については、次のとおり決定しましたので、同事業実施要項第4条の規定により通知します。

なお、助成金の申請、使用にあたっては、下記の遵守事項に十分留意ください。

助成決定額	金 円
遵守事項	(1) 助成金の交付決定を受けるに当たって、偽りその他不正な手続きを行わないこと。 (2) 助成金を他の用途に転用し、又は助成決定の内容及び条件、指示等に違反しないこと。 (3) 事業内容の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときは、同事業実施要項第5条に従い、速やかに報告すること。 ※上記の事項に違反が認められた場合は、助成金の返還を求めるとなります。

令和6年度阿蘇くまもと空港グループ旅行助成事業
変更・中止・取下げ 報告書

令和 年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島 郁夫 様

申請者	住所	〒 -		
	団体名 代表者名		電話番号	

令和 年 月 日付け阿くま空振第 号で助成決定通知のあった令和6年度阿蘇くまもと空港グループ旅行助成事業について、下記のとおり計画を変更・取下げしたいので、同事業実施要項第5条の規程により、関係書類を添えて報告します。

1 変更・中止・取下げの理由

--

2 変更内容

変更前	
変更後	

取扱旅行社		連絡先 電話番号	
		担当者名	

【添付書類】

＜旅行社にて航空チケットを取得の場合＞

- 取扱旅行社から発行された旅行行程表、渡航者一覧表（渡航者全員分の住所が記載されたもの）

※旅行行程表、渡航者一覧表に住所が記載されていない場合は、渡航者全員分の住所等が分かる資料（運転免許証の写し等）を添付

＜個人でウェブで航空チケットを取得の場合＞

- 渡航者全員分の住所等が分かる資料（運転免許証の写し等）

令和6年度阿蘇くまもと空港グループ旅行助成事業助成変更決定通知書

阿くま空振第 号
令和 年 月 日

(団体名)

(代表者) 様

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島 郁夫

令和 年 月 日付けで報告のあった令和6年度阿蘇くまもと空港グループ旅行助成事業の助成金については、次のとおり変更決定しましたので、同事業実施要項第5条の規定により通知します。

なお、助成金の申請、使用にあたっては、下記の遵守事項に十分留意ください。

助成決定額	変更前	金	円
	変更後	金	円

遵守事項

(1) 助成金の交付決定を受けるに当たって、偽りその他不正な手続きを行わないこと。
(2) 助成金を他の用途に転用し、又は助成決定の内容及び条件、指示等に違反しないこと。
(3) 事業内容の変更、中止、取下げ等の理由が生じたときは、同事業実施要項第5条に従い、速やかに報告すること。

※上記の事項に違反が認められた場合は、助成金の返還を求めるとなります。

令和6年度阿蘇くまもと空港グループ旅行助成事業
実績報告書兼助成金請求書

令和 年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島 郁夫 様

請 求 者	住 所	〒 -		
	団 体 名 代 表 者 名		電 話 番 号	

令和 年 月 日付け阿くま空振第 号で助成決定通知のあった令和6年度阿蘇くまもと空港グループ旅行助成事業について実施しましたので、同事業実施要項第6条の規定により報告・請求します。

実施期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
行 先			
利用者数	人 (※添乗員は含めない)		
利 用 便	令和 年 月 日 () 阿蘇くまもと空港発	便	
	令和 年 月 日 () 阿蘇くまもと空港着	便	
取扱旅行社		電 話 番 号	
		担 当 者 名	

請 求 金 額	金 円	
振 込	金融機関名	銀行 支店
	口座番号	(普通・当座)
口 座	(フリガナ) 名 義	

【添付書類】

<個人でウェブにて航空チケットを取得の場合>

- ・渡航者全員分の航空券の半券

<申請者と口座名義人が異なる場合>

- ・委任状 (参考様式)

【参考様式】

令和 年 月 日

阿蘇くまもと空港国際線振興協議会
会長 蒲島 郁夫 様

(住 所)

(代 表 者)

(電話番号)

印

委任状

阿蘇くまもと空港利用に係る助成金の請求に係る全ての権限を下記の者に委任します。

記

- 1 委任者
(代表者名)
- 2 受任者
(受任者名)
(受任者住所)
(電話番号)

